

宮城県松くい虫防除対策協議会会議録

- 日 時 令和5年10月26日（木）午後1時15分から午後2時まで
- 場 所 宮城県行政庁舎12階水産林政部会議室
- 出席者 別紙出席者名簿のとおり

1 開 会

司会

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、宮城県松くい虫防除対策協議会を開会いたします。

なお、本日の協議会は宮城県情報公開条例第19条に基づき公開となっておりますことをお知らせいたします。また、傍聴される皆様におかれましては、傍聴要領に従って、会議を傍聴いただくようお願いいたします。

開会に当たりまして、本協議会の大内会長から御挨拶を頂きます。大内会長お願いいたします。

2 挨 拶

大内会長

ただいま、紹介ありました大内でございます。

本日は、お忙しい中、委員の皆様、お集まりいただき大変ありがとうございます。午前中から事務局含め6名で現地検討会を行ってまいりました。亘理町の鳥の海という震災後、植林された海岸防災林の現場に行ってみりましたが、植林後、早10年が経過し、松林は成長したものの被害木がポツポツと見られる部分もあり、しっかり管理していかなければならないと感じました。後ほど、事務局から説明があるかとは思いますが、今後の対策について御検討よろしくをお願いします。

松くい虫被害は宮城県で発生して以来、40数年が経ちますが、県、関係市町村の御協力のもと確実に防除されているものの、まだ、被害が継続的に出ている状態です。今後とも防除を継続していかなければいけないという思いです。

さて、本協議会は宮城県松くい虫防除対策協議会設置要領に基づき、県内最大の森林病虫害である、松くい虫被害のまん延防止に向け、被害対策を適正かつ円滑に実施するために設置されているものであります。

本県の松くい虫被害の状況ですが、県によりますと、令和4年度の被害量は対前年度比98パーセントとなる9,111立方メートルに減少しているものと聞いております。一方で、今年の夏は、高温少雨であったことから、被害の増加が懸念されており、引き続き関係機関で連携した対応が必要と考えております。

本日の協議は、お手元の次第にありますとおり、3件について協議をしていただくことになっております。

松くい虫防除対策の更なる推進に向けて、委員の皆様から忌憚のない御意見を頂きますようお願い申し上げ、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

司会 本日の出席者は、お手元に配付しております、出席者名簿のとおりです。本来であれば、お一人ずつ御紹介させていただくところですが、会議時間短縮のため割愛とさせていただきます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

(資料の確認：略)

(日程説明：略)

議事に先立ち、協議会の設置趣旨及び協議事項につきまして事務局から説明させていただきます。

事務局（木村技術主査） (別添参考資料に基づいて説明)

司会 それでは議事に入りますが、議事の進行につきましては、宮城県松くい虫防除対策協議会設置要領第5条の規定により、議長には会長が当たることとなっております。

大内会長よろしく願いいたします。

4 協議事項

大内会長 それでは議事を進行させていただきます。

早速ですが、協議事項に入りたいと思います。3つの協議事項のうち(1)宮城県防除実施基準の変更(案)について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（村上課長） 森林整備課長の村上と申します。よろしくお願いします。

早速、協議事項1の説明をさせていただきます。まず、松くい虫被害の現状などにつきまして御理解いただくために、当県の松くい虫被害の現状について担当のほうから、御説明させていただきたいと思います。

事務局（木村技術主査） (別添参考資料に基づいて説明)

事務局（村上課長） それでは、協議事項(1)宮城県防除実施基準の変更案について、御説明いたします。

(別添資料1に基づいて説明)

大内会長 事務局から説明がありましたが、御質問等がございましたらお願いをいたします。

委員一同 ありません。

大内会長	それでは引き続き、協議事項の説明をお願いします。
事務局（村上課長）	それでは協議事項（２）高度公益機能森林の区域の指定（案）について、御説明いたします。 （別添資料２に基づいて説明）
大内会長	事務局から説明がありましたが、御質問等がございましたらお願いいたします。
大内会長	海岸林は全て指定するということでしょうか。
事務局（村上課長）	新たに造成した海岸防災林については全て指定します。
竹中副会長	七ヶ浜町だけ大字名でないのはなぜですか。
事務局（村上課長）	資料２の２ページの一番下の※に記載しているとおり、適正化業務により既に林小班が整備されているため、林小班で表記しております。
竹中副会長	整ったところから林小班表記に戻していくということでしょうか。
事務局（村上課長）	はい。一時的に大字名で表記しております。このことについては、林野庁からも了解を頂いております。
林業技術総合センター 青木委員	大字名で指定ということについて、田中浜や小田ノ浜は地区の名前としては確かにありますが、大字名とは違うかと思います。
事務局（木村技術主査）	今回、気仙沼管内については、区域として表記させていただいております。大字名で言うと例えば外畑などがあると思いますが、区域としては変わりありません。指定の際に、大字名に修正いたします。
大内会長	他に質問等ございますか。他に質問等がないようですので、協議事項（３）の令和６年度農林水産大臣命令の区域（案）についてに移らせていただきたいと思います。
事務局（村上課長）	それでは、協議事項（３）令和６年度農林水産大臣命令の区域（案）について御説明いたします。（別添資料３に基づいて説明）
大内会長	ただいま、農林水産大臣命令の区域案について説明いただきましたが、これについて、御意見御質問等ございましたらよろしくお願いします。

大内会長	農林水産大臣命令の区域についてですが、なぜ気仙沼地域なのですか。
事務局（村上課長）	他県への松くい虫被害の拡大を防止するために、1 番松くい虫被害が進んでいる区域を指定することとなっていて、宮城県であれば気仙沼市が最北端になるので、気仙沼区域を指定しております。
大内会長	岩手県に移さないようにということですか。
事務局（村上課長）	はい。岩手県でも発生しておりますが、当県からのまん延を防ぐため、先ほど述べた考え方で区域を指定しております。
大内会長	特別名勝松島区域が広いので、こちらについても指定しなくて良いのかなと思って質問しました。
大内会長	他に質問等ございますか。なければ、協議事項全体について、意見がなければ、原案に対して皆様異議なしという形でよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし。
大内会長	異議なしということでしたので、以上をもちまして協議事項については終了いたします。大変ありがとうございました。

5 情報提供

司会	本日可決されました協議事項につきましては、頂いた御意見を踏まえまして、令和 5 年 12 月に開催予定の宮城県森林審議会に諮問いたします。 続きまして、4 の情報提供に移ります。 （1）「松くい虫被害とその対策について」、また、（2）「海岸防災林の今後の防除について」を一括して事務局から説明させていただきます。
事務局（木材技術主査）	（別添資料 3 に基づいて説明）
司会	それではただいまの説明に対しまして、御質問等がございましたらお願いいたします。
大内会長	薬剤散布の影響が安全だということが、資料のどこを見れば、安全だった数値等がわかるのか詳しく説明していただきたい。

まず、水質調査については資料4-1（参考）の2ページを御覧ください。2ページの調査結果で基準値を超えているかどうかで判断をさせていただいております。4の下の方の調査地点、東松島市4箇所について、この4地点で散布直後や散布翌日に濃度が検出されております。実際にこの濃度については下の5の評価方法に書いてありますが、コイ、アサリ、カキ等、例えばコイなら4.4～8.2、アサリは1.3～1.6、カキであれば0.45という数値がありますけれども、これらに1/10を乗じた急性影響濃度を超えていないということから、問題はないという判断をしております。

続きまして、4ページの大気調査の結果についてです。4の調査結果に記載があり、表の1番右のMEP濃度に記載あるとおり、フェニトロチオンを検出しているが、ここで、 $0.1 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満と書いているものは検出されていないという状況になります。また、それ以外の $0.9 \mu\text{g}/\text{m}^3$ や $4.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ と表記されている3箇所については5の評価の方法に記載があるとおり $10 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であれば問題ないということになっておりますので、いずれの数値も下回っていることから大きな影響はなかったと考えております。

次に昆虫影響調査について、昆虫影響調査は4種類の調査をしております、1つ目がカミキリトラップというカミキリ類の調査結果になります。（散布薬剤の昆虫影響調査の）2ページに結果が記載されており、4の調査結果では、第1回の調査が散布の8日前から前日になっており、第2回調査が散布の翌日になっており、第2回目から薬剤の影響が出始めるようになっております。

カミキリトラップにおいては、白色トラップの散布区の方が第2回調査時の散布後に個体数が減っているという状況になっており、カミキリ虫に対して一定の効果があったかと思えます。無散布区においては第2回目の調査で個体数が増加している結果から、ある程度薬剤散布の効果はあったかと思えます。

2点目、3ページのイエローパントラップについてですが、こちらはハチの影響を確認するものになっております。黄色いお皿に養液を垂らしてそこに集まってくるハチの数を数えるという方法ですが、こちらの結果が4の調査結果に書いております。青が散布区、赤が無散布区になりますが、こちらについては、第1回調査の散布前から第2回調査の散布後について個体数が増加していることから、薬剤等による大きな影響はなかったのではないかと考えております。

最後に、ピットホールトラップについて説明させていただきます。こちらは、オサムシ科の昆虫を集める方法になっております。地上に徘徊している昆虫への影響調査になります。地上徘徊しているので、穴を掘ってそこに落ちた昆虫の数を数える方法になっております。こちらでもハチ目と似たような結果になったのですが、捕獲した個体数が少なかったため有意な差は見られなかったという結果にはなっておりますが、第2回調査でもほとんど影響がなかったということから、こちらについても問題なかったと判断しました。

4つ目の調査として、5ページの斃死昆虫調査があるのですが、これは散布区の中

で網を置いて、その網に入ってくる死んだ虫の数を数える調査になるのですが、年によって数の増減が多く、今年度はカメムシ目 1 匹しか捕まえられなかったため、結果として考察することができませんでした。多いときであれば数 10 匹捕まえることもできるのですが、天候等の影響により年度毎に誤差が生じております。以上で水質・大気及び昆虫調査の概要についての説明を終わらせていただきます。

宮城県養蜂協会
石塚委員

県内の養蜂家には養蜂協会に入っているが、ここ 5 年くらいで養蜂家の数が急増していて、宮城県内でも急増しており、当協会で把握していない人もたくさんいます。ハチを飼うためには県に届出を出すという決まりがありますので、県の方は把握しているかとは思いますが、急増している分どこに養蜂しているかわからない状態です。松林の中には置かないとは思いますが、散布の際には配慮して実施していただけると助かります。

もう一点、マツノマダラカミキリ以外に近年、外来カミキリ虫のツヤハダゴマダラカミキリやサビイロクワカミキリの被害が増えておりますが、松林に影響はないのか。また、福島県ではトチノキの街路樹を伐ったという話もありましたので、その辺りの県内の状況について教えていただけないでしょうか。

事務局（辻班長）

ツヤハダゴマダラカミキリについては、2 年前の 8 月以降県内で発見されており、正確に何匹いるかは把握していないのですが、生息している区域は確実に広がってきていると認識しております。一方でサビイロクワカミキリやクビアカツヤカミキリについては県内に入ってきている情報は入ってきておりません。防除方法について、ツヤハダゴマダラカミキリについては、我々林務部局ということもありますので、森林での被害、あるいはそのまま放置していると森林に影響の及ぼす可能性がある場所で発生した被害について、みやぎ環境税を使って駆除することに対して一定の支援をしております。

水産林政部長代理
渡辺副部長

補足させていただきますと、ツヤハダゴマダラカミキリはどちらかというと街路樹での被害が中心となって発生しているので、街路樹の管理者である各市町村、県道であれば県の土木部局が担当で、発見したら伐倒してくん蒸なり粉碎していただくことになります。今年に入って、川崎町と村田町で街路樹の近隣の森林からも被害が発見されました。森林での被害となれば、林業サイドの予算で対策していく必要があるのですが、基本的には市町村が県の環境税の予算を使って松くい虫やナラ枯れと同様に防除していくということになります。ただし、森林での被害は多くないというのが現状になります。

宮城県養蜂協会
石塚委員

家でトチノキを植えていて、去年ツヤハダゴマダラカミキリの被害に遭ったりして、私たちにとっては深刻な問題ですので気になったのですが、今年はあまり話を聞かないなと思っておりました。年によって波があるのですか。

水産林政部長代理
渡辺副部長 街路樹での被害になりますので連続して被害は出ますが、面的に被害が大きく出るものではないです。

大内会長 先ほど話題に上がっていた特別防除を実施する際に、養蜂家に配慮して実施してほしいとのことだったが、県では養蜂家の把握をしっかり管理しているのでしょうか。

水産林政部長代理
渡辺副部長 空中散布を実施する際には、市町村等から養蜂家の情報は頂いて事前に把握しています。しかし、空中散布していないエリアについては我々は把握していないため、今後新たに海岸防災林で地上散布する際には、届出されている方については把握できるので、届出がない方については、市町村と連携して把握したり、事前の巡回の際に巣箱を見つければ注意したり、配慮して薬剤散布を実施していきます。

司会 その他になにか御質問等ある方はいらっしゃいますか。
質問等がなければ、次第の5その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

6 閉 会

司会 特にないということですので、以上をもちまして宮城県松くい虫防除対策協議会の一切を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。